

サポートベース函館専任指導員業務要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市南北海道教育センターにおいてサポートベース函館専任指導員業務に従事する会計年度任用職員（以下「専任指導員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 専任指導員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(業務)

第3条 専任指導員の業務は、函館市内に在住し、小学校、中学校および義務教育学校に在籍する児童生徒で、不登校の状態にあり、通所することが適当と教育委員会が認めたものに対し、次に掲げる支援活動を行うものとする。

- (1) 児童生徒に対する社会的自立や学校復帰に向かうための指導および支援に関する活動
- (2) 教育委員会および学校等との連絡・連携に関する活動
- (3) その他所属長が必要と認める業務

(任用期間)

第4条 専任指導員の任用期間は、任用の日から任用の日の属する年度の末日までとする。

(勤務時間等)

第5条 専任指導員の勤務時間等は、次のとおりとする。

- (1) 勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後4時15分までとする。ただし、所属長が特に必要と認める場合は、週休日または休日に勤務を命ずることができる。この場合において勤務日を振り替えし、または代休日を与えることができる。
- (2) 休憩時間は1時間とし、別途、所属長が指定した時間に与えるものとする。ただし、業務を遂行するうえで、所属長が必要と認めた場合は、勤務時間の別の時間帯において、1時間の休憩時間を設けることができる。
- (3) 週休日は次のとおりとする。

ア 土曜日および日曜日

イ 所属長が年度当初に指定する夏季、冬季、学年末および学年始休業中の28日間

(4) 休日は次のとおりとする。ただし、教育委員会は、専任指導員の勤務条件の特殊性その他の事由により必要があるときは、市長の承認を得て、休日について、別に定めることができる。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 1月2日、1月3日および12月29日から12月31日までの日

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。